

福祉車両貸出事業

車いすのまま乗れるリフト、またはスロープ付きの福祉車両を貸出します。



<対象者>

本巢市内在住の障がい者、高齢者、歩行困難により車いすを利用している人。また、傷病により一時的に車いすを利用されている人。

<利用料>

無 料 （原則1泊2日までとし、借用理由により最大7日間利用可能）

※駐車料金、通行料金等はその都度利用者負担

※利用日数により、燃料費の実費負担あり

<利用方法>

利用前にお電話等で車両の空き状況を確認して頂き、「福祉車両貸出申請書」を提出ください。（3ヶ月前から予約可能）

但し、年末年始（12月29日～1月3日まで）は運休とする。

<貸出場所>

糸貫ぬくもりの里 本巢市上保1261-4 058-320-0531

<たとえば>

- ①車いす利用で通院・退院・一時帰宅に利用したい。
- ②車いす利用で日帰り旅行や宿泊旅行に行くために利用したい。
- ③入所施設からの一時帰宅や医療機関への通院に利用したい。
- ④その他の利用については、お気軽にスタッフまで声をおかけください。



お問合せ先

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会
地域福祉課

電 話 058-320-0531